

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業の早期復旧を支援するため、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（以下、「新型コロナ対策資金」という。）の融資を受けた中小企業者等に対し、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金（以下、「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 利子補給金の交付を受けることができる者は、令和2(2020)年3月2日から令和3(2021)年3月31日までに新型コロナ対策資金の融資を受けた中小企業とする。

(利子補給金の交付回数及び額)

第3条 利子補給金の交付は年2回とし、その額は金融機関に支払う利子（遅延損害金を除く。）の合計額とする。

(利子補給金の交付期間)

第4条 利子補給金を交付する期間は、新型コロナ対策資金の融資を受けた日から1年後の応答月の約定日（融資実行時から起算して12ヶ月分の約定利子）までとする。

(利子補給金の交付申請及び請求)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「利子補給金交付申請書兼請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定及び交付)

第6条 知事は、前条の規定により利子補給金交付申請書兼請求書の提出があったときは、規則第5条に基づき審査し、利子補給金を交付することを決定したときは、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定をしたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

3 知事は、審査の結果、交付しないことを決定したときは、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 利子補給金の交付を受けた者（以下、「交付決定者」という。）は、利子補給対象期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金交付申請内容変更届出書（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）等の変更があったとき。
- (2) 融資条件に変更があったとき。

(利子補給金の交付決定の取消し及び返還等)

第8条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取消し、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給金交付決定取消通知書及び返還命令書（様式第5号）により申請者に通知するものとし、その全部または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 新型コロナ対策資金を貸付の目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により新型コロナ対策資金の融資又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (3) 規則又はこの要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年3月27日から施行し、令和2(2020)年3月2日以降の融資実行分から適用する。